

インターネットの世界には、子どもにとつて有害な情報があふれています。アダルトサイト、出会い系サイト、薬物サイト、ひぼう中傷サイトなど枚挙にいとまがありません。

「フィルタリ

ング」とは、一定の基準に基づ

き、ネット上の情報を閲覧できなくするプログラムやサービスのことを指します。

今年4月から、18歳未満の青少年に対する一定のフィルタリングが義務

づけられました。携帯電話と簡易型携帯電話（PHS）を買う際、保護者はまず、子どもが使う旨を電話会社に伝えなければなりません。会社側は、保護者から申し出がない

フィルタリング義務

限り、フィルタリングを提供する義務を負いま

す。家庭からのパソコン接続については、利用者が求めれば、インターネット接続業者はフィルタリングを提供するよう、定められました。

防犯一口メモ